

IB情報連携サービス利用規定

(2022年1月17日改定)

本利用規定は、株式会社横浜銀行（以下、「当行」といいます。）とIB情報連携サービスを利用する個人（以下、「お客さま」といいます。）との間で適用されるものです。IB情報連携サービスのうち当行以外の企業が提供するサービスと連携を行うものを外部連携サービス（第1章に定義されます。）、当行が提供するサービスと連携を行うものを内部連携サービス（第2章に定義されます。）といいます。

第1章 外部連携サービス

第1条【外部連携サービスについて】

(1)外部連携サービスとは

お客さまは、当行が契約を締結した外部企業（以下、「接続事業者」といいます。）との間で契約を締結することにより、接続事業者が提供するサービスを通じて当行所定のAPIを利用したデータ連携サービス（以下、「外部連携サービス」といいます。）を利用することができます。なお、APIとはApplication Programming Interfaceの略であり、あるアプリケーションの機能や管理するデータなどを他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様のことです。

(2)接続事業者との契約

お客さまが外部連携サービスを利用するにあたり、接続事業者と契約することが必要となります。接続事業者との契約はお客さまご自身の責任において行うものとします。

(3)各規定の適用

外部連携サービスを利用した当行のサービスには、当行が定める普通預金取引規定等の関係する各規定が適用されます。

第2条【利用手数料】

外部連携サービスの利用にあたっては、利用手数料は発生しません。なお、接続事業者が提供するサービスを利用するにあたっては、接続事業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。

第3条【外部連携サービスの利用】

(1) 外部連携サービスの利用開始

外部連携サービスの利用開始にあたっては、接続事業者が提供するサービス経由で〈はまぎん〉マイダイレクト利用規定に定める本人確認を受け、接続事業者ごとに利用登録を行う必要があります。また、利用から一定期間を超えた場合には、再度本人確認及び利用登録を行う必要がある場合があります。

(2) 本人確認

前項の利用登録完了後は、接続事業者が提供するサービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、当行は当該本人確認をもって、お客さまの情報を接続事業者と連携することについて、お客さまの指示があったものとみなします。

本人確認を行ったうえで取引をした場合、接続事業者が提供するサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

接続事業者が提供するサービスの認証情報は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に知らせず、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。

(3) セキュリティレベル

お客さまは、接続事業者が提供するサービス経由で外部連携サービスをご利用いただく場合、当該接続事業者のセキュリティレベルでのご利用となることを了承します。

(4) 情報開示

外部連携サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当行は、接続事業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他のお客さまの情報を接続事業者に対し開示することができるものとします。

① お客さまの情報が流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合

② 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

当行が接続事業者に開示した情報は、接続事業者によって管理されるものとし、接続事業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失について当行は責任を負いません。

(5) 各種リスク

外部連携サービスの利用にともない、以下に該当する事象によってお客さまに損害が生じるリスクがあります。お客さまは、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、外部連携サービスを利用するものとします。

① 接続事業者が提供するサービスの利用に必要となる認証情報等が流出、漏洩もしくは偽造され、接続事業者もしくは当行のシステムが不正にアクセスされ、または接続事業者のシステム障害等により、お客さまの情報の流出等が生じる場合

② 接続事業者の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、利用者保護態勢の不備等を含みますが、これらに限られません。）により接続事業者のサービス機能停止やお客さま情報の流出等が生じる場合

第 4 条 【外部連携サービスの変更・取止め申し込み】

外部連携サービスの変更・取り止めは、接続事業者が定める所定の方法により申し込むものとします。当行は、変更・取り止めのためにお客さまに発生した損害について責任を負いません。

第 5 条 【提供情報】

外部連携サービスで提供される情報は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものととは限りません。

第 6 条【免責事項】

当行は、外部連携サービスに関し、API を用いて接続事業者が提供するサービスとの連携が常時適切に行われること、お客さまの利用目的に適合すること、連携結果が正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、接続事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。

接続事業者の提供するサービスについては、接続事業者がお客さまとの間で締結した当該サービスに関する利用規約に従い、接続事業者が責任を負います。接続事業者の提供するサービスに起因してお客さまに発生したすべての損害について、当行は責任を負いません。

外部連携サービスに関する技術上の理由、当行の業務上の理由、セキュリティ、保守その他の理由により、お客さまに事前に通知することなく、外部連携サービスの全部または一部が一時的に制限、停止されることがあります。これらに起因してお客さまに発生した損害について、当行は責任を負いません。

第 7 条【サービスの休止】

当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、外部連携サービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関するお客さまへの告知については、当行が定める方法によることとします。

第 8 条【サービスの廃止】

当行は、外部連携サービスの全部または一部について、お客さまに通知することなく廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本利用規定を変更する場合があります。

第 9 条【関係規定の適用・準用】

本利用規定に定めのない事項については、普通預金取引規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本利用規定との間に齟齬がある場合には、外部連携サービスに関しては本利用規定を優先して適用するものとします。

第 10 条【サービス内容または規定の変更】

当行は、外部連携サービスまたは本利用規定の内容を変更する場合、当行のホームページに表示し、変更日以降は変更後の規定により取り扱うものとします。

第 11 条【譲渡・質入れ等の禁止】

外部連携サービスに基づくお客さまの権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等できません。

第 2 章 内部連携サービス

第 12 条【内部連携サービスについて】

(1)内部連携サービスとは

お客さまは、当行が提供するサービスを通じて当行所定の API を利用したデータ連携サービス（以下、「内部連携サービス」といいます。）を利用することができます。

(2)各規定の適用

内部連携サービスを利用した当行のサービスには、当行が定める普通預金取引規定等の関係する各規定が適用されます。

第 13 条【利用手数料】

内部連携サービスの利用にあたっては、利用手数料は発生しません。

第 14 条【内部連携サービスの利用】

(1) 内部連携サービスの利用

内部連携サービスの利用にあたっては、当行が提供するサービス経由で〈はまぎん〉マイダイレクト利用規定に定めるインターネットバンキングの本人確認を受ける必要があります。また、利用から一定期間を超えた場合には、再度本人確認を行う必要がある場合があります。

(2) 本人確認

前項の本人確認完了後は、当行は当該本人確認をもって、お客さまの情報を各サービスへ連携することについて、お客さまの指示があったものとみなします。

本人確認を行なったうえで取引をした場合、認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第 15 条【内部連携サービスの変更・取止め申し込み】

内部連携サービスの変更・取り止めは、当行が定める所定の方法により申し込むものとします。当行は、変更・取り止めのためにお客さまに発生した損害について責任を負いません。

第 16 条【提供情報】

内部連携サービスで提供される情報は、お客さまの取引操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものととは限りません。

第 17 条【免責事項】

(1) 損害の補償

以下の事項に起因してお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があったとき。
- ②当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ③当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

(2) 端末機の動作等に起因する損害の補償

内部連携サービスの利用にあたり、お客さま自身の責任において端末機を利用し、端末機が正常に稼動し、通信が正常に行える環境を確保することとします。なお、端末機が正常に稼

動しない、または通信が正常に行えない等の理由に起因して、内部連携サービスによる取引が遅延し、成立せず、またはお客様の意思に反して成立した場合は、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 18 条【サービスの休止】

当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、内部連携サービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関するお客様への告知については、当行が定める方法によることとします。

第 19 条【サービスの廃止】

当行は、内部連携サービスの全部または一部について、お客様に通知することなく廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本利用規定を変更する場合があります。

第 20 条【関係規定の適用・準用】

本利用規定に定めのない事項については、普通預金取引規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本利用規定との間に齟齬がある場合には、内部連携サービスに関しては本利用規定を優先して適用するものとします。

第 21 条【サービス内容または規定の変更】

当行は、内部連携サービスまたは本利用規定の内容を変更する場合、当行のホームページに表示し、変更日以降は変更後の規定により取り扱うものとします。

第 22 条【譲渡・質入れ等の禁止】

内部連携サービスに基づくお客様の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。

以 上